

松浦市監査委員公表第5号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づく定期監査の結果を、同条第9項の規定により次のとおり公表する。

令和3年3月2日

松浦市監査委員 丸田 久永
松浦市監査委員 川下 高広

監査結果報告

- 1 監査の種別 定期監査
- 2 監査の対象 農林課【福島支所・鷹島支所 地域振興課（農林課関係分）含む】
- 3 監査の期間 令和3年2月1日から22日間

4 監査の範囲及び方法

令和2年度（令和2年12月末まで）の財務に関する事務の執行等が法令等に基づき適正かつ効率的に行われているか、監査の着眼点（1）から（5）の事項を主眼として、あらかじめ提出を求めた資料に基づき関係帳簿及び書類等を調査し、必要に応じて担当職員からの説明聴取や現地調査を行うなどの方法により監査を実施した。

監査の着眼点（6）については、令和元年度に支出した鷹島土地改良区事業費補助金に係る出納その他出納に関連した事務の執行が、法令等に従い、適正かつ効率的に執行されているかについて、監査対象団体の事務所に出向き、関係諸帳簿及び書類等を照合確認するとともに、監査対象団体職員及び所管課職員から説明を徴取して実施した。

5 監査の着眼点

- （1）収入事務は適正か。
- （2）支出事務は適正か。
- （3）契約事務は適正か。
- （4）財産管理事務は適正か。
- （5）庶務・文書管理事務は適正か。
- （6）財政援助団体における補助金に係る出納その他事務は適正か。

6 監査の結果

1 総括

今回の監査の結果、財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理並びに事務事業の執行についてはおおむね適正に執行されていたが、次のとおり一部是正又は改善を要する事項が見受けられた。以下に指摘した是正又は改善を要する事項については必要な措置を講ずるとともに、軽易な事項として口頭注意し、記載を省略した事項にも留意し、適正な事務の執行に努められたい。

2 指摘事項等

（1）収入事務

【指摘事項】

ア 法定外公共物占用料において、算定を誤り、占用料を過少徴収しているものがあった。

(2) 支出事務

【指摘事項】

ア 市外出張において、5時間を超えない出張であるにもかかわらず、旅行諸費を支出しているものがあつた。松浦市職員等の旅費に関する条例第17条及び同条例の運用規程第5条の規定に基づき、適正に処理されたい。

イ 委員等の住所を有する区域の起点が志佐地区であるにもかかわらず、起点を上志佐地区とし、実費弁償を支出しているものがあつた。

ウ 時間外勤務命令簿（控）において、計算を誤り、時間外勤務手当を過支給しているものがあつた。

(3) 契約事務

【指導事項】

ア 随意契約としている委託契約のうち、実施伺に1者随意契約とする財務規則上の根拠規定等が記載されていないものがあつた。

(4) 財産管理事務

【指摘事項】

ア 新規の行政財産目的外使用許可申請において、許可の起案の際、根拠規定の記載がなく、市長の決裁も受けていなかった。松浦市財務規則第109条に基づき適正に処理されたい。

イ 前回の定期監査の際に指摘をしていた公有財産の未登記解消の件について、改善措置報告において「未登記となっている原因等の状況を調査し、登記の可否も含めて改善計画を検討します」との回答があり、原因等の状況調査は行われていたが、登記の可否を含めた改善計画が作成されていなかった。早急に取り組みされたい。

(5) 庶務・文書管理事務等

【指摘事項】

ア 週休日に市外へ出張した際の時間外勤務（振替）命令簿への記載がないにもかかわらず、振替休日を取得しているものがあつた。

イ 課長の市外出張命令において、副市長の決裁を受けていないものがあつた。松浦市事務決裁規程に基づき処理されたい。

【指導事項】

ア 文書件名簿において、文書番号第610号及び第854号がそれぞれ2件ずつ存在した。

イ 文書件名簿において、收受日が前後して登載されているものが多数あつた。

ウ 文書発送簿の様式が、松浦市文書管理規程様式第9号（第36条関係）で規定されている様式と異なるものを使用していた。

(6) 財政援助団体における補助金に係る出納その他事務について
特記事項なし

7 措置の通知について

本公表の指摘事項等について、その措置の状況及び結果を令和3年3月19日（金）までに措置通知書により報告されたい。

※指摘事項、指導事項等の区分については、別添資料「監査結果の指摘事項等取扱基準」を参照されたい。

監査結果の指摘事項等取扱基準

令和2年5月22日
松浦市監査委員事務局

1. 指摘事項（地方自治法第199条第9項）

法令等に違反する事項又は不当もしくは適正を欠く事項等で、是正又は改善を求めることが適当と認められるもの

- (1) 法令・例規に違反しているもの
- (2) 機関の意思決定が適切になされていないもの
- (3) 収入確保に適切な措置を要するもの
- (4) 予算を目的外に支出しているもの
- (5) 不必要な予算執行をしているもの又は損害を生じているもの
- (6) 前回の指摘事項等のうち、是正・改善がなされていないもの
- (7) その他不当又は適正を欠く事項

2. 指導事項（地方自治法第199条第9項）

指摘事項よりは軽微な事項であるものの、是正又は注意喚起を求めることが適当と認められるもの

3. 検討事項（地方自治法第199条第9項）

経済性、効率性、有効性その他適正な事務処理の観点から改善について検討を求めるもの

4. 意見（地方自治法第199条第10項）

組織及び運営の合理化に資するために付するもの
措置状況の報告は求めない。

5. 口頭指導（公表の対象外）

指摘事項及び指導事項に該当しない軽微なもの
関係書類等の該当部分に付箋等を貼付して指摘するにとどめる
必要に応じて文書にて監査委員事務局長名で所属長あて通知することができる。
措置状況の報告は求めない。

(参考条文)

地方自治法

第199条第9項

監査委員は、第九十八条第二項の請求若しくは第六項の要求に係る事項についての監査又は第一項、第二項若しくは第七項の規定による監査について、監査の結果に関する報告を決定し、これを普通地方公共団体の議会及び長並びに関係のある教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会若しくは公平委員会、公安委員会、労働委員会、農業委員会その他法律に基づく委員会又は委員に提出するとともに、これを公表しなければならない。

第199条第10項

監査委員は、監査の結果に基づいて必要があると認めるときは、当該普通地方公共団体の組織及び運営の合理化に資するため、第七十五条第三項又は前項の規定による監査の結果に関する報告に添えてその意見を提出することができる。この場合において、監査委員は、当該意見の内容を公表しなければならない。